

### 第3回 新居浜市子ども・子育て会議議事録概要

- 1 日 時 平成26年2月27日(木) 13:30~15:10
- 2 場 所 新居浜市役所2階 23会議室
- 3 出席者 岡部 淳委員、片山 紗織委員、石川ヨシ子委員、合田 幸広委員、  
神野 年夫委員、渡部 昭子委員、三並 保委員、近藤直緒美委員、  
荒井 泰輔委員、星加 三枝委員、岡野 弥生委員、永易 良樹委  
員、高橋由紀子委員(以上名簿順)  
(欠席者)合田 史宣委員、真鍋 曜委員  
事務局:児童福祉課 神野部長 白石次長 尾崎主幹 藤田副課長  
社会教育課 木村総括次長  
学校教育課 本田副課長  
傍聴者:ハートネットワーク、松本ひろみ外4名

#### 4 会議結果

##### (1) 会長挨拶

###### 【渡部会長】

みなさん、こんにちは。それでは定刻になりましたので、会議を始めさせていただきます。

平成26年になり早や2か月が経過し、本年度も残すところあと1か月となりました。委員の皆様には、大変ご多忙な中、「第3回新居浜市子ども・子育て会議」に、ご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

前回12月24日に第2回新居浜市子ども・子育て会議を開催して以降、国におきましては、子ども・子育て会議及び基準検討部会の回を重ねることにより、ほぼ議論は尽くされたようで、あとは特定項目の協議を残すのみの段階となったようです。

つまり、協議を残す項目以外については、ほぼ内容が固まったということになりますので、今後は国から提示された内容を踏まえ、実施主体である市において、いかに円滑かつ効率的に新制度へ移行させるかということが焦点となります。

そのような中、平成27年度から新制度を予定どおり行えば、毎年約1兆1000億円が必要になることが判明し、既に消費税増税分で年7000億円を充てることになっておりますが、差引4000億円もの財源不足を生じることが報道されました。

これらの必要財源については、保育所や認定こども園の利用定員を増やす

「量の拡充」と職員の処遇や配置数を充実させる「質の改善」に充てるものとして考えられておりましたが、財源確保の見通しが立たない以上、何かをあきらめるか、または先送りして財源の目途をつけるか、どちらかしか選択肢はありません。

いずれにしても、国としてこれほど国民のことを軽視した無責任な話はありませんし、このように中途半端で、不十分だと思われる制度改革を推し進めようというのですから、当事者である子どもや子育て世代はもちろん、各市の担当部署に及ぼす不安や負担は決して小さくはありません。

とはいえ、国策として大きな流れの中で動いている以上、立ち止まることも、引き返すこともできませんので、現状において最もベターな方法を見つけ出し、関係者の合意を積み重ねていくしかないのだと思っています。

その点においては、当会議の委員の皆様へのしかかる重みというものも、少なからず出てまいりますので、今後も引き続きご協力をよろしく申し上げます。

さて、本日は、新居浜市保育協議会の合田委員さん、新居浜商工会議所の真鍋委員さんから、他の用務のため出席できない旨、あらかじめ連絡がございましたので、ここでご報告させていただきます。

なお、本日は13名の方のご出席をいただいておりますので、「新居浜市子ども・子育て会議条例第6条第2項」に規定する過半数の出席要件を満たしており、本会議が成立していることを合わせてご報告いたします。

また、前回同様、「新居浜市審議会等の公開に関する要綱第3条」により、当会議を公開することとなっており、本日は6名の傍聴の方がお見えになっております。

傍聴の皆様には、お席に配布しております傍聴要領に従いまして、傍聴していただきますようお願いいたします。

## (2) 議 題

### 【渡部会長】

それでは、お手元に配付の会次第に従いまして、会議を進めさせていただきます。まずは、最初の議題として、「次世代育成支援行動計画（後期計画）の進捗状況について」、事務局から説明いただいた後、質疑を行います。

それでは、事務局から説明をお願いします。

### ①次世代育成支援行動計画（後期計画）の進捗状況について

#### 【事務局説明】

それでは、平成25年度次世代育成支援行動計画（後期計画）の進捗状況について、ご説明をさせていただきます。

まずお手元の資料、次世代育成支援行動計画後期計画（概要版）をご覧ください。

本計画は、「次世代育成支援対策推進法」に基づく次世代育成支援対策の実施に関する計画でございます。期間は平成22年度から平成26年度までの5年間となっております。

当法律は10年の時限立法となっておりますことから、裏面には8後期計画における数値目標を掲げており、平成26年の最終年度までの目標となっております。

冊子の方は、21ページとなります。

こちらの資料 後期計画における数値目標に対する実績をご覧ください。

平成26年度の数値目標は概要版と同じものでございます。この会議が2月の開催ですので、1月末の実績報告になっております。

それでは、平日、昼間の保育サービスからです。これは、認可保育所の在籍児童数でございます。認可外保育所は含まれておりません。

3歳未満児は、1,086人（昨年度が1,140人）で、昨年よりは54名の減ですが、目標数値の101%です。

3歳以上児は、1,751人（昨年度が1,700人）で、昨年よりは51名の増加で、目標数値の106%となっております。これは1月末の実績ですので、今から年度末ということで多少の変動もあるかとは思いますが、目標を達成しており、待機児童は現在出ておりません。

次に、夜間帯の保育サービスですが、延長保育事業につきましては、私立保育所16園において実施しております。154人は利用登録児童数で、目標値の132人より22人多く、117%となっております。乳児園1園（さくら乳児園）においては、昨年同様、今のところ利用実績はありません。

次に、夜間保育事業につきましては、現在行っておりませんが、今後検討してまいります。

トワイライトスティ事業は、児童養護施設の東新学園1か所で行っておりますが、今年度の実績はありません。

続きまして、休日保育事業は、1か所八雲保育園で実施しております。平成24年度は年度途中からでしたが、平成25年度は4月1日からスタートしており、25名の登録があります。

続きまして、乳幼児健康支援ディサービス事業（十全総合病院横1か所で行なっておりましたなかよし園の病児病後児保育）でございますが、平成25年9月2日より休園しておりますので、8月末延べ利用人数135人で平均1か月あたり27人程度の利用となっております。現在、平成26年早期に再開できるように準備を進めております。

次に、放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）でございますが、上部児童センターと川東児童センターを含む直営22箇所と民営「ともだちパーク」1箇所の計23箇所で開催されております。目標利用人数は1,130人ですが、1月末現在登録児童数は、885人となっております。例年3月の年度末は減少傾向にあるよう

です。

続きまして、放課後子ども教室は現在10箇所で開催しており、目標を達成しております。1月末の利用人数ですが、6,405人となっております。

一時預かり事業は、25年度から金子保育園から新築された若宮保育園に変更され、垣生保育園と2園で開催されています。1月末現在で利用児童数は若宮保育園が1,955人、垣生保育園が753人で合計2,708人となっております。目標値は6,750人です。若宮保育園の定員15名、垣生保育園の定員10名計25名に月日数をかけたものがMAXの利用延べ人数となっております。月に12日お預かりでき、ほとんど予約で埋まっている状況ですが、予約を入れるだけ入れて当日キャンセルや、連絡なしで来られなかったり、ということもあります。当日タイミングよく電話がつながり、利用できる方もおります。目標値に到達することが目標ではないので、今後も継続して実施してまいります。

続きまして、地域子育て支援拠点事業についてですが、目標値が7箇所となっております。現在地域子育て支援センターを泉川保育園と朝日保育園の2箇所で開催、つどいの広場も2箇所、「にこちゃんパーク」を社会福祉法人三恵会に、子育てひろば「ラトル」をNPO法人子育てネットワークえひめに委託し、計4箇所の開催となっております。

続きまして、ファミリー・サポート・センター事業ですが、総合福祉センターで1箇所開催しております。活動実績は1月末で2,662件となっております。

ショートステイ事業ですが、児童養護施設「東新学園」と母子生活支援施設「清光寮」の2箇所で開催しておりますが、今年度25年度は、「東新学園」で1件の実績があります。

なお、2点資料の訂正があります。

1点目は、進捗状況の表中、No.38 小規模特認校制度の実施のうち、大島小学校については、平成25年3月31日付けで廃校となっておりますので、文言の削除をお願いします。2点目は、No.59、No.65 及び No.76 に記載のある認可保育所27園については、若水乳児園が平成25年3月31日付けで廃園となりましたので、26園に修正してください。

以上で、後期計画における数値目標についての進捗状況の説明を終わらせていただきます。

#### 【渡部会長】

事務局から説明をいただきましたが、ただいまの説明に対し、質疑をお受けします。何かご意見・ご質問はございませんか？

#### 【永易委員】

1回目の会議を欠席したため、2回目の参加となるが、説明を受けてもピンと

こない部分が多くあります。そもそも、新居浜市では待機児童が発生していないのだから、この会議で議論することはないのではないのか？また、公民館を代表する立場であるが、対象者や取り組みなどについてどのように考えればよいのか？

**【渡部会長】**

さきほど事務局から説明のあった、次世代育成支援行動計画（後期計画）から、子ども・子育て支援法に基づく新計画へ移行するための子育て支援の取り組みをそれぞれの立場で考えるための会議ということですので、公民館のお立場で子どもとの関わりの中で気付かれた点やご意見などをお出しいただければと思います。

**【事務局】**

待機児童の解消だけが子ども・子育て支援法の目的ではなく、幼児期における教育・保育の確保と質的向上、さらには地域における子育て支援の充実が新制度の目的として定められております。

対象者をどうするかという点につきましては、次世代育成支援行動計画が18歳未満の児童を対象としておりましたが、今度の計画では、乳幼児期における教育・保育を保障することと合わせて、地域においてこれまで以上に子育て家庭を支える仕組みをつくるという趣旨に照らし合わせまして、概ね就学前の児童を対象としたものにして考えております。この点については、のちほど議題の中でご説明いたします。

**【合田幸委員】**

夜間保育の実施については、どのように考えているのか？

**【事務局】**

夜間保育につきましては、通常保育とは切り離して実施することとなりますので、まずは設備的な面を考えると、既存施設を改修するか、新たに建設するしかありません。ちょうど、老朽施設であった若水乳児園・若宮保育園を統合し、建て替えるタイミングと重なったものですから、平成24年度に移転改築した新若宮保育園に夜間保育に対応できるスペースは確保しました。

ただし、夜間保育を実施することにつきましては、今回実施したアンケート調査結果等を踏まえまして、判断したいと考えています。

**【合田幸委員】**

夜間保育を実施するとした場合の時間帯はどうなるのか？

**【事務局】**

基本開所時間としましては、午前11時から午後10時までとされており、24時間開設しているということはありません。

**【合田幸委員】**

休日保育事業の利用実績が低いが、このまま継続するのか？

**【事務局】**

休日保育事業は、24年度からスタートし、今年が2年目です。初年度はゴールデンウィーク明けから始めたこともあって、広く市民に周知されず、浸透するまでの時間が足りなかったと考えています。初年度は利用登録者数が12人で、1日当たりの平均利用者数が2.3人だったものが、今年度は利用登録者数が25人で、1日当たりの平均利用者数が3人となっています。

このことから、実際の利用者は定員10人に対して少ないですが、休日保育を必要とする世帯については、概ねカバーできているのではないかという認識を持っています。利用実績が少ないからといって、利用ニーズがある以上は、当面継続が必要であり、今の状態から見れば新居浜八雲保育園1園の開設が適当であると考えています。

**【星加委員】**

当園においても、休日保育事業を実施していますが、定例的な利用を必要とする場合は八雲保育園に登録のうえ利用し、突発的に利用する必要がある場合には、認可外保育施設を利用するというすみ分けがきちんとされており、個別ニーズへの対応はできているものと考えています。

**【近藤委員】**

病児・病後児保育施設「なかよし園」が現在休園の状態だが、今後の見通しはどうなっているのか？

**【事務局】**

再開に向けて、十全総合病院との協議を継続的に行っております。現在のところ、26年4月の再開には間に合わないが、できる限り速やかに再開できる方向で話が進んでいるところです。

**【近藤委員】**

早期再開を望んでいます。

**【三並委員】**

冒頭の会長挨拶の中でもあったように、新制度をスタートするにあたって、4,000億円もの財源不足が判明したということだが、そのような状態でこのまま会議を継続して協議する意味はあるのか？市としてどのように考えているのか？

#### 【事務局】

財源不足の話は、2月に行われた国の基準検討部会で出たことを新聞報道によって初めて知った状況で、今のところこれについての国の対応策や考え方についての通知文書等は一切ありません。

おそらく、当初想定していた数字よりも、会議の中で各委員からの意見を汲み上げた結果、数字を積み上げたら足りなくなったということだろうと認識しています。

最終的にどのように折り合いをつけるのかは不透明な状況ですが、平成27年4月から新制度がスタートするという事実には変わりはありませんので、現場を預かる立場としては、作業を粛々と進めていくしかないと考えております。

#### 【渡部会長】

最初の議題については、このあたりで終わらせていただいて、次の議題に移らせていただきます。

2番目から4番目までの議題については、関連がありますので、事務局から一括して説明いただいた後、まとめて質疑をお受けすることとします。

それでは、事務局から説明をお願いします。

#### ②子ども・子育て支援新制度への対応状況について

##### 【事務局説明】

それでは、国における動きからご説明いたします。

前回12/24に開催しました市子ども・子育て会議以降、国においても協議が重ねられ、累計で12回子ども・子育て会議と14回子ども・子育て会議基準検討部会が開催されています。これを受けまして、2/3には愛媛県において県内の担当者を集めた新制度説明会が開催されましたので、事前に配付の資料に基づき、主なポイントのみを説明させていただきます。

なお、資料につきましては、既に国の少子化対策ホームページにおいて公表されておりますが、あまりにも膨大な量があり、ポイントがつかめませんので、県の説明会で説明を受けた箇所の掲載ページのみを打ち出し、抜粋しているため、連番は振られていませんので、ご了承ください。

まず、全体に関することからご説明します。

さきほど渡部会長のご挨拶にもありましたように、1/29の国の子ども・子育て会議をもっておおかたの議論は終了し、今後は公定価格と利用者負担につい

てのみ議論を行う予定となっています。

議論が終了したもののうち、市において条例制定が必要なものについては、年度末までに国から政省令が示されることとなっておりますが、内容が確定した部分については、現在国のホームページで示されている資料中において「対応方針」と明記した部分であり、総論（基本的な考え方）が提示されているに過ぎません。

これに対して、国は現場で実際の実務にあたって必要となる解説書や取扱要領といった通知を今後出す予定はないと明言しているため、このままではおそらく全国の自治体において事務に混乱をきたすことになるのではないかと考えられます。

国策である以上、市町間において取り扱いに格差が生じることは問題がありますので、少なくとも今後は愛媛県を中心に県内市町の横の連携を図っていかねなければならないと考えています。

これから説明する内容、すなわちほぼ内容が確定したという部分は、「対応方針」と書かれている部分で、このうち県の説明会で説明があった箇所にはアンダーラインを引いております。

まず、保育の必要性の認定について（資料1）をご覧ください。

右下15ページには、保育認定における時間区分は、保育標準時間と保育短時間の2区分となり、保育標準時間（11時間の中で利用が可能）の区分認定の労働時間の下限は週30時間程度となることが書かれています。

34ページでは、保育短時間（8時間の中で利用が可能）の下限は月48～64時間の範囲で市が設定することとなり、48ページには、この範囲以外で設定している場合には、最大で10年間程度の経過措置を設けることが書かれています。

ちなみに、現在、新居浜市では保育に欠ける要件を満たすための労働等の時間数を、1日4時間以上で、かつ月に16日以上計64時間と定めていますので、経過措置を設ける必要はありません。

51ページには、利用（入所）調整については、優先利用や利用希望順位をもとに、現行の運用状況を踏まえた上で、市ごとに運用し、入所園を決定することが書かれています。

52ページでは、教育標準時間認定のみを希望する場合には、保護者が入園予定の施設を通じて、市に認定申請を行い、支給認定証の交付を受けることが書かれています。

55ページには、教育標準時間認定及び保育認定の場合は、有効期間は3年を基本とし、現況届は1年に1回を基本に求めることが書かれています。

56ページには、認定を受けた方に交付する支給認定証には、利用者負担額は記載しないことが書かれています。

58ページには、保育を必要とする場合の利用手順のイメージが、59・60



ページにはそれぞれ利用調整（選考）のイメージが整理されています。

60ページに鉛筆書きをしておりますように、利用調整については、現在の市の運用は新園児のみを対象に行っておりますが、新制度では、毎年すべての児童を対象にリセットした上で、1から利用調整を行うことになるのかどうかわかりませんが、そうすると在園児であっても、ケースによっては次の年に園を代わらなければならないというようなことが起こってきます。

続いて、確認制度について（資料2）をご覧ください。

右下8ページでは、施設型給付・委託費の対象施設の利用定員設定については、最低定員の基本は20人とし、幼稚園の最低定員は設けないことについて書かれています。

10ページには、子どもの年齢による利用定員設定は、1号認定及び2号認定は3～5歳、3号認定は0歳と1・2歳を区分すること、また12ページでは、保育標準時間・保育短時間の区分をしないで利用定員を設定することが書かれています。

21ページでは、市の確認を受けた施設については、基本情報・運営情報などの情報を公表することが示され、41ページの会計処理方法については、透明性確保の観点から、区分経理を求めるとともに、財務諸表の公表を求めていくことが書かれています。

次に、幼保連携型認定こども園の認可基準について（資料3）をご覧ください。

右下3ページでは、保育認定に関わらず、3歳以上児の教育課程に係る教育時間は学級を編成し、5ページには、1学級の幼児数は35人以下を原則とすることが書かれています。

7ページでは、園長の資格は、原則として教諭免許状、保育士資格を有し、かつ5年以上の経験がある者とするのが、また14ページでは、園舎は原則2階建て以下で、24ページには食事の提供は自園調理を原則とし、3歳以上は一定要件を満たせば外部搬入可とすることが書かれています。

33ページでは、既存施設から移行する場合において、現行施設が基準を満たさない場合、設備に関しては特例措置を設けることが書かれています。

次に、地域型保育事業について（資料4）をご覧ください。

右下2ページでは、地域型保育事業の特徴が一覧表に整理され、20ページには、事業所内保育事業は、20人以上は認可保育所と同じ基準、20人以下は小規模保育と同じ基準とすることが書かれています。

51ページには、事業所内保育の定員には地域枠を設けることとし、概ね1/3～1/4相当、最大20人を国の基準として示すことが書かれています。

この地域型保育事業については、新居浜市では事業所内保育事業のみが該当するものと考えており、当該取り扱いによって、市内の保育枠が広がることが期待されます。

次に、地域子ども・子育て支援事業について（資料5-1、5-2）をご覧ください。

右下2・3ページに事業一覧が掲載されていますが、そのうち利用者支援事業は、行政の窓口以外で、親子が継続して利用できる施設で実施するもので、個別ニーズに基づき様々なサービスの利用や情報を提供し、総合的に支援するものとして位置付けた新規事業とされており、利用者支援事業について（資料5-2）の右下8ページには、現行の地域子育て支援拠点事業からの移行内容が整理されています。

次に、公定価格・利用者負担について（資料7）をご覧ください。

右下2ページに書かれているように、具体的内容については現在検討中であり、今後整備を進めることとなります。

また、5ページには、他の項目も含めた新制度移行に向けた想定イメージ（施行スケジュール）について明記されています。

子ども・子育て支援新制度説明会資料についての説明は以上です。

これ以外の説明事項として、2点申し上げます。

1点目は、子ども・子育て支援新制度のシンボルマークが制定されたことについてです。今後、新制度の住民等への広報・周知の際に積極的に活用されることになるとお思いますので、あらかじめお知らせしておきます。

2点目は、国の説明会における分科会の質疑の中で出された話ですが、新制度が施行される平成27年4月に向けて、平成26年度当初において、県または市を通じて国が施設の意向調査を実施する予定とのことでした。

それでは、次に新居浜市の動きについてご説明いたします。

まず、2/3に子ども・子育て支援管理システム構築業務委託契約を締結しました。委託先は全庁的な基幹システムを受託している㈱日立システムズ岡山支店で、今年度中に具体的な作業は行われず、平成26年度へ事業を繰り越した上で、国から提示されたインターフェイス仕様に基づき、本格的な業務を進めることとしています。

このほか、子ども・子育て支援事業計画策定業務委託及び子ども・子育て会議開催（6回を予定）に係る平成26年度当初予算内示がありました。

また、子ども・子育て支援事業計画策定に向けたアンケート調査につきまして、単純集計結果をまとめた報告書が概ね作成されましたので、あらかじめ委員のみなさんに事前送付をいたしました。今後は、国から提示された量の見込の算出等を行う作業の手引きに基づき、3月末までに量の推計作業を行い、その結果を子ども・子育て支援事業計画へ反映させることとなります。

なお、量の見込みの推計値については、26年4月中旬に国が全国調査を行う予定となっています。

### ③子育て支援に関するアンケート調査結果報告書について

#### 【事務局説明】

次に、子育て支援に関するアンケート調査結果報告書についてご説明します。

報告書は、各設問項目における単純集計結果と子どもの年齢・母親の就労タイプ・圏域別等によるクロス集計結果を合わせたものとなっており、子ども・子育て支援事業計画への必須記載事項である学校教育・保育の量の見込みの推計については、現在作業中であり、年度末までには作成することとしています。

また、単純集計結果から客観的な現状認識を行うとともに、ちょうど5年前に行った次世代育成支援に関するニーズ調査結果との比較対照による経年変化の動向を分析するなどのアプローチを行いながら、実態に即した有効な計画を策定する必要があります。そこで一番の大きなポイントは、新居浜市が理想とする子育て社会の姿を明示した上で、子育て世代が求めている顕在的なニーズと潜在的なニーズにうまくマッチした子育て支援策を講じていくことであると考えています。

本日は、時間の関係もあり、報告書の詳細な内容についての説明は割愛させていただきますが、事務局で気の付いたポイントのみを簡単に説明いたします。

報告書の10ページをご覧ください。

子育ての主体者が父母両方で51.5%となっており、主に母親と合わせると、98%となります。5年前の調査では、父母両方という選択肢がなかったため、主に母親が95%となっていましたので、父親の関わりはわかりませんでした。今回の結果で、約半数の家庭において父親が子育てに参画していることがわかりました。

13ページでは、5年前と比べて、フルタイムで働く人の割合は変わらないのですが、産休・育休中である人の割合が、3%から6%に増えており、育児休業制度の充実が見て取れます。

21ページでは、幼稚園を利用している割合が、19%から33%に増えていることが大きな変化であり、また25ページでは、今後の利用希望として、幼稚園の預かり保育が11%から21%に大幅に増えています。

27ページをご覧ください。日曜日及び祝日の教育・保育事業の利用希望ですが、利用を希望しないとする人について、5年前が74%だったものが、81%に増えています。先の回答結果にありましたように、半数の家庭が父母両方で子育てをすることからすると、子どもも親も休みの日曜日・祝日は家庭で子どもを見るということの裏返しなのかもしれません。

46ページをご覧ください。地域子育て支援事業についてですが、利用していると回答した人が5年前の4%から15%に大幅に増えています。これは、各種事業が充実したこともありますが、地域における子育て支援ニーズが増えているものと考えられます。

68ページをご覧ください。理想とする子どもの人数ですが、この設問項目は

5年前にはなく、新規に設けましたが、合計特殊出生率が1.4程度であるのに対し、新居浜市では半数の人は3人が理想と考えているという結果が出ました。

いかにして、理想とする子どもの数を実現できるかが市の子育て支援の課題になってくると考えております。

71ページをご覧ください。子育てについての不安や負担を感じている理由で、自分のための時間が持てないためという回答が、5年前には27%だったものが、40%に大きく増えていました。子育てにおいて第一義的な責任を有する保護者の意識変化として、注意を要する点であろうと認識しております。

最後に、73ページをご覧ください。一番望む子育て支援策については、上位3番目までがすべて経済的な支援です。経済的に余裕があれば、子どもを産み、安心して子育てができるということなのでしょう。残念ながら、新制度の財源不足が露呈したように、国にも市にも財政的な余裕はないのが現状です。そのことを踏まえて、どのような子育て支援のための効果策を打ち出していくことができるかが大きなポイントだと思っております。

なお、この調査結果につきまして、委員のみなさんにおかれましても、お気付きの点等がございましたら、ご発言いただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

#### ④子ども・子育て支援事業計画の策定について

##### **【事務局説明】**

続きまして、子ども・子育て支援事業計画の策定についてご説明します。

当計画につきましては、学校教育・保育の量の見込を推計した結果をもとに、子育て支援に関するアンケート調査結果内容を分析した上で、計画策定の作業に入ります。

当計画の中間とりまとめ期限が平成26年9月末となっていることから、26年度当初から精力的に策定作業を進めていく必要があります。計画策定業務については、専門業者に業務委託することとしておりますが、丸投げという訳にはまいりませんし、何もないところから意見を出して、作り上げていくよりも、ベースになるものに対して、各委員からの意見等を求める方法が効率的と考え、今回提示させていただきました。

これらについては、あくまでも当会議で議論を深めるためのたたき台として位置付けておりますので、まずは全体像を押さえた上で、各委員さんからご意見等をお出しいただければと思っております。

まず、計画の構成については、次世代育成支援行動計画の構成をベースとして、子ども・子育て支援法に基づく基本方針の趣旨に沿って構成しました。

また、構成の中で任意記載事項とされ、当計画の基本的な考え方を明らかにした基本理念、基本方針、基本施策を整理した計画体系図についても、事務局案と

して提示させていただきました。

なお、次世代育成支援行動計画（後期計画）と対比し、基本理念等の考え方については資料下段に記載しています。

このうち、計画の対象者としては、次世代育成支援行動計画（後期計画）が18歳未満の子どもとしているのに対し、子ども・子育て支援事業計画においては、幼児期における学校教育・保育の確保と質的向上に主眼が置かれていることを踏まえ、概ね就学前児童を対象とすること、また基本方針にありますように、就学後については市として何も対策を講じないというのではなく、教育計画など既存の他計画でカバーしていくことを考えております。

なお、基本理念（スローガン）につきましては、「子どもがまんなか 家庭と地域を笑顔でつなぎ みんなが育つまち にいはま」といたしました。「子どもがまんなか」というフレーズにつきましては、既に平成21年から全日本私立幼稚園 PTA 連合会が「こどもがまんなか PROJECT」の全国一斉キャンペーンに用いられているものであり、子育て支援の中心に子どもを位置付けた上で、子どもを取り巻く家庭・地域を笑顔でつなぎ、子どもも親も地域も、子どもに関わるすべての人が共に成長できるまちづくりを進めることが新居浜市の理想とする姿であるというメッセージを込めました。

ちなみに、第五次新居浜市長期総合計画の将来都市像が、「あかがねのまち、笑顔輝く 産業・環境共生都市」であることから、「笑顔」がまちづくりのキーワードとなっています。

これらの事業計画策定に関する資料に関しましては、繰り返しになりますが、あくまでも議論を深めるためのたたき台ですので、各委員さんそれぞれにおかれまして、ご意見等をまとめていただき、お手元に配付の意見提出票を3/31（月）までに事務局へご提出いただきますよう、よろしく申し上げます。

たいへん長くなりましたが、以上で説明を終わります。

#### 【渡部会長】

事務局から説明をいただきましたが、ただいまの説明に対し、質疑をお受けします。ご意見・ご質問等はございませんか？

#### 【合田幸委員】

平成27年4月に向けて、新制度への移行準備を進めているところであるが、どの市町もパンク状態である。新居浜市では今年度子ども・子育て会議を3回開催し、計画策定を見越した資料提示も行われているが、県内他市の取り組みはここまでは進んでいない。事務局も大変だとは思いますが、期限が決められた中での対応が迫られている以上、保育園は、幼稚園はということではなく、新居浜市全体のこととしてとらえ、地域の中においてどのように取り組んでいくかという視

点で考えていかなければならない。

また、新制度の体制整備についてだが、現行の組織体制ではとてもではないが事務は回らないと思われるため、必要な人員を増やす等の適切な対応を図ってもらいたい。

**【神野委員】**

国においては、公定価格の協議が先送りとなっているが、これが決まらないことには、施設として新制度へ移行するかどうかの判断ができない。幼稚園協会として県に申し入れはしたが、市としても国や県に早急に決定するように求めている。

**【事務局】**

国の会議での取り組みであるため、直接国に声を上げるルートはありませんが、公定価格と一体的に利用者負担、つまり保育料の設定についても先送りされていることから、当然利用者にとっては利用施設選択の大きな判断材料となるため、早めの決定・公表が必要であると認識しています。今後、機会を見て県に対しては申し入れを行いたいと思います。

**【高橋委員】**

基本理念において、就学前児童を対象にするとの説明がありましたが、子どもの健やかな育ちは就学前だけでなく、就学後にもつながるものであるため、就学後の児童についての対応も考えてもらいたい。

**【事務局】**

さきほど説明しましたように、就学後は関係ないというのではなく、今度の計画と既存の計画との連携を持たせることにより対応してまいります。いずれにしても、今回提示したものをたたき台として、各委員からご意見を出していただき、議論を深めていきたいと考えています。

**【片山委員】**

保育の必要性の認定において、優先利用を認めた上で入所調整を行うという説明であったが、ケースによっては、現在通っている園を代わらないといけないという場合もあるのか？

**【事務局】**

国から示されている資料では、在園児も新園児も含めて、優先利用等の指数（ポイント）によって入所調整を行うことが基本的な考えであると認識していま

す。新制度において、すべての利用ニーズを満たすことは難しい部分も出てくる  
とは思われますが、市として充分配慮するとともに、保護者への説明責任を果た  
したいと考えております。

#### 【合田幸委員】

その点については、現場においても大きな問題となるため、我々の協会からも  
国に対して声を上げている。国としても配慮した取り扱いにするようだが、引き  
続き訴えかけていきたい。

#### 【渡部会長】

子育て支援に関するアンケート調査結果報告書の説明を受けたが、次世代育成  
支援行動計画（後期計画）に基づく取り組みの成果が表れていることについて、  
計画策定に関わった者として安堵の気持ちで受け止めている。

### (3) そ の 他

#### 【渡部会長】

ご意見・ご質問も出されたようですので、そろそろ「その他」に移らせていた  
だきます。事務局から説明をお願いします。

#### 【事務局説明】

2点連絡事項があります。

まず、当会議の開催予定についてですが、4月下旬に第4回目の会議を開催する  
予定です。

恐れ入りますが、あらかじめ送付しました日程調整表を事務局までご提出いた  
だければと思います。ご提出いただいた結果をもとに、3月初めには、開催日時を決定  
し、正式にお知らせしたいと考えておりますので、ご協力よろしくをお願いします。

また、今後の開催予定としましては、2か月に1回の開催を基本に、4月に量の  
見込みの推計結果の報告及び支援事業計画の基本的な考え方についての協議、6月に  
支援事業計画素案等についての協議、8月には支援事業計画の中間とりまとめ等につ  
いての協議を行う計画としております。

それ以降については、その時点での新制度移行へ向けた進捗状況に応じた検討課  
題について協議を行っていくこととなりますので、ご協力よろしくお願ひいたします。

次に、このことと関連するのですが、会場の変更についてです。

これまで当会議は、この23会議室を使用してまいりましたが、4月以降は会議  
室ではなく、事務用スペースとして活用することになりますので、次回の会議からは  
会場を変更させていただきます。本庁舎内の会議室には限りがあり、またこの会議室  
ほど広くはないため、傍聴の方を含めて、ご不便をおかけすることにはなりますが、

ご了承ください。

ちなみに、4月に予定している会議については、庁舎3階市長室の西側にあります応接会議室を予約しておりますが、日時等と合わせて、あらためてご連絡を差し上げますので、よろしくお願いいたします。以上です。

**【渡部会長】**

それでは予定の時間も過ぎておりますので、このあたりで本日の会議を終了させていただければと思いますが、委員の皆様におかれましては、今後、また何かお気付きのこと等がございましたら、事務局の方へご連絡をいただければと思います。

それでは、これもちまして、第3回新居浜市子ども・子育て会議を閉会させていただきます。

最後まで長時間ご協力いただきまして、ありがとうございました。

お疲れさまでした。

以 上